

◎外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案
 新旧対照表

○外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)(抄)(第一条関係)
 (傍線部分は改正部分)

改正案

現行

(立入検査)

第六条の二 漁業監督官又は漁業監督吏員は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

(新設)

2 前項の場合には、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第三項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六条の三・第六条の四 [略]

第六条の二・第六条の三 [略]

(罰則)

(罰則)

第八条の二 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは四百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

[削る]

一 第三条の規定に違反した者

一・二 [略]

二・二の二 [略]

三・四 〔略〕

〔削る〕

第九条の二 前二条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物等、船舶又は漁具その他漁業、水産動植物の採捕、採捕準備行為若しくは探査の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第九条の三 第六条の二第一項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八条の二、第九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

三・四 〔略〕

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物等、船舶又は漁具その他漁業、水産動植物の採捕、採捕準備行為若しくは探査の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

〔新設〕

〔新設〕

第十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（排他的経済水域における外国人の漁業等に関する法令の適用等）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 排他的経済水域における外国人の漁業等に関しては、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第一項の規定にかかわらず、<u>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（第七十四条第一項、第二項、第四項及び第五項を除く。）</u>その他政令で定める法律（これらに基づく命令を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>3 排他的経済水域における外国人の漁業等に関する漁業法第七十四条の規定の適用については、<u>同条第一項中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「漁業監督官又は漁業監督吏員」とあるのは「漁業監督官」とする。</u></p> <p>4 前項に定めるもののほか、排他的経済水域における外国人の漁業等に関する法令の適用に関する技術的読替えについては、政令で必要な規定を設けることができる。</p> <p>〔立入検査〕</p> <p>第十五条の二 漁業監督官は、この法律を施行するため必要がある</p>	<p>（排他的経済水域における外国人の漁業等に関する法令の適用等）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 排他的経済水域における外国人の漁業等に関しては、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第一項の規定にかかわらず、<u>政令で定める法律（これに基づく命令を含む。）</u>の規定は、適用しない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>3 排他的経済水域における外国人の漁業等に関する法令の適用に関する技術的読替えについては、<u>政令で必要な規定を設けることができる。</u></p> <p>〔新設〕</p>

と認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十七条の二 第四条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)又は第五条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)次条第二号において同じ。)の規定に違反した者は、三千万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、千万円以下の罰金に処する。

一 第四条第二項又は第十条(第十四条第一項において準用する場合を含む。)第十九条において同じ。)の規定に違反した者

二 第十二条(第十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号及び第十九条において同じ。)の規定により第五条第一項の許可に付された制限又は条件(第十二条の規定により変更されたものを含む。)に違反した者

(罰則)
〔新設〕

第十八条 次の各号の一に該当する者は、千万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第五条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)次号において同じ。)又は第十条(第十四条第一項において準用する場合を含む。)次条において同じ。)の規定に違反した者

二 第十二条(第十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号及び次条において同じ。)の規定により第五条第一項の許可に付された制限又は条件(第十二条の規定により変更されたものを含む。)に違反した者

三 〔略〕

第十八条の二 第十五条の二第一項の規定による漁業監督官の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三百万円以下の罰金に処する。

第二十条 第十七条の二、第十八条又は前条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物及びその製品、船舶又は漁具その他漁業、水産動植物の採捕若しくは探査の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十七条の二から第十九条まで又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の刑を科する。

三 〔略〕

〔新設〕

第二十条 前二条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物及びその製品、船舶又は漁具その他漁業、水産動植物の採捕若しくは探査の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十八条、第十九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の刑を科する。